

## 第 4 章

### 資 料

- 1 北海道における口腔保健の状況
  - (1) 幼児期のむし歯の状況
  - (2) 学齢期のむし歯の状況
  - (3) 成人期の口腔保健行動の状況
  - (4) 現在歯数の状況
  - (5) 咀嚼良好者の状況
  - (6) 前計画における指標項目の最終評価一覧
- 2 北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例
- 3 歯科口腔保健の推進に関する法律
- 4 本計画における目標・指標一覧
- 5 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項における目標
- 6 北海道口腔保健推進協議会設置要領
- 7 北海道口腔保健推進協議会委員名簿
- 8 計画の策定経過
- 9 用語解説

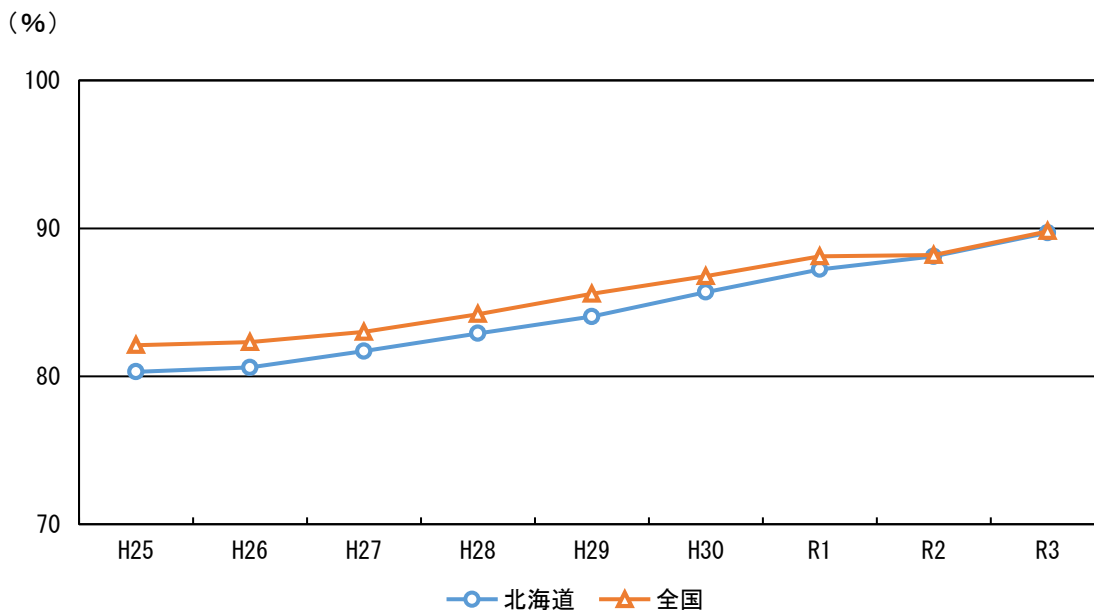
# 1 北海道における口腔保健の状況

## (1) 幼児期のむし歯の状況

図表1 むし歯のない3歳児の割合の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
北海道 (%)	80.3	80.6	81.7	82.9	84.0	85.7	87.2	88.1	89.7
全国 (%)	82.1	82.3	83.0	84.2	85.6	86.8	88.1	88.2	89.8

図表2 3歳児むし歯有病者率の推移



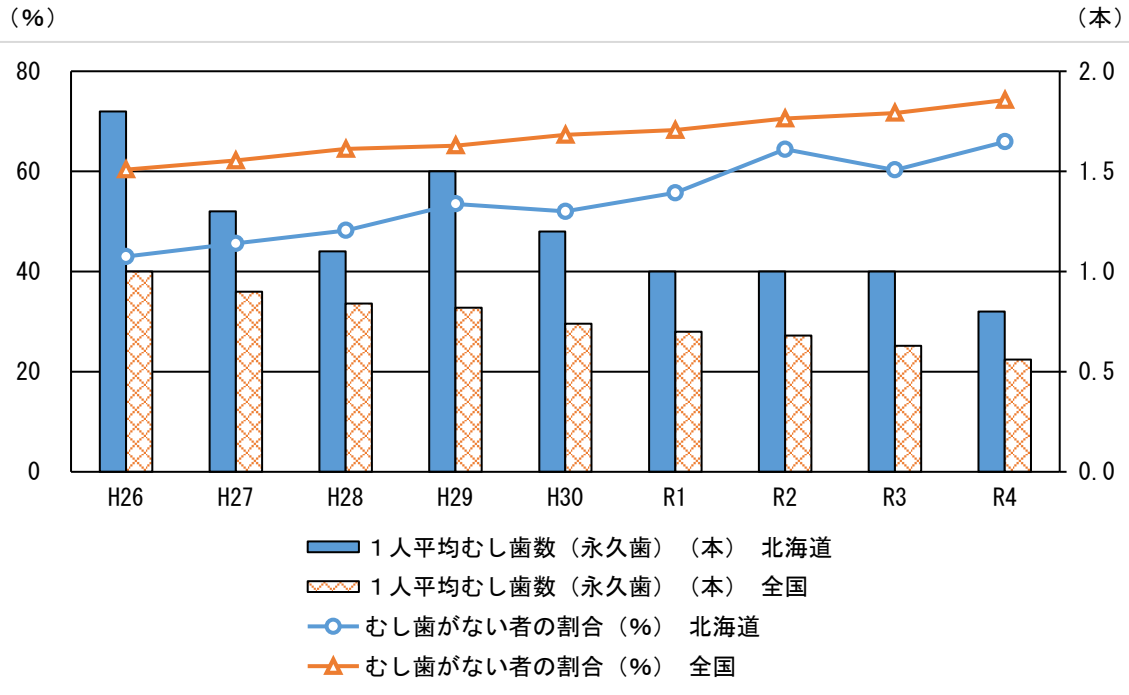
(平成25年度まで：厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ、  
平成26年度から：地域保健・健康増進事業報告)

## (2) 学齢期のむし歯の状況

図表3 12歳児のむし歯の状況

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
1人平均むし歯数(永久歯) (本)	北海道	1.8	1.3	1.1	1.5	1.2	1.0	1.0	1.0	0.8
	全国	1.00	0.90	0.84	0.82	0.74	0.7	0.68	0.63	0.56
むし歯がない者の割合 (%)	北海道	43.0	45.6	48.2	53.5	52.0	55.7	64.4	60.3	65.9
	全国	60.35	62.18	64.48	65.13	67.28	68.24	70.56	71.67	74.24

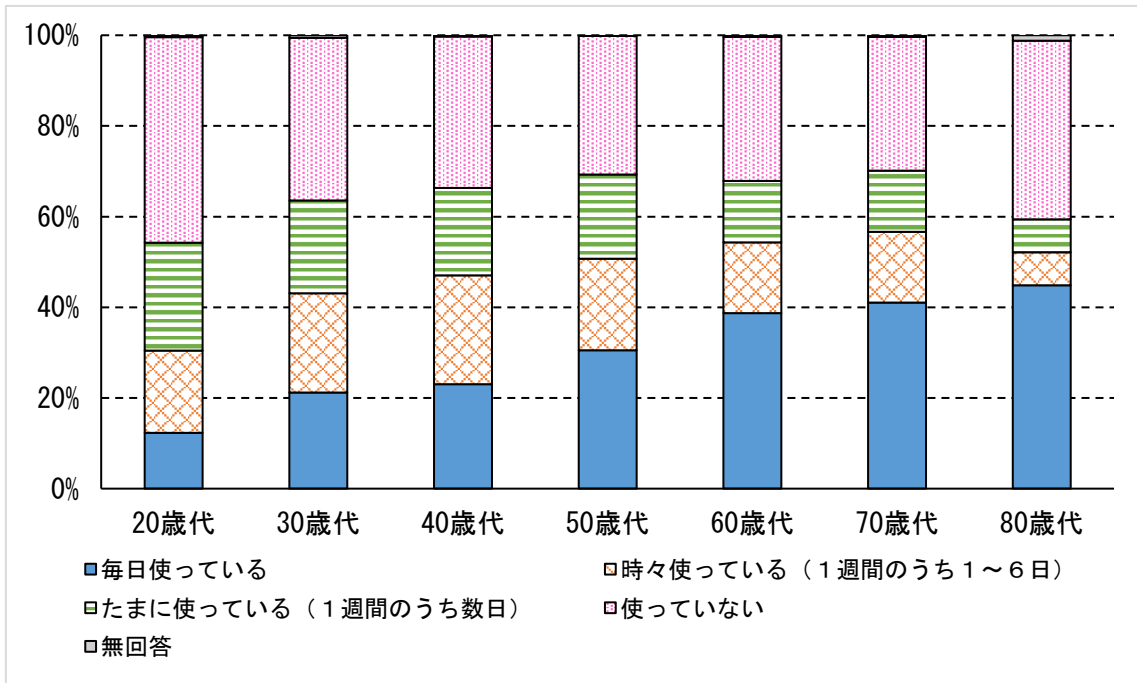
図表4 12歳児のむし歯の状況の推移



(学校保健統計調査)

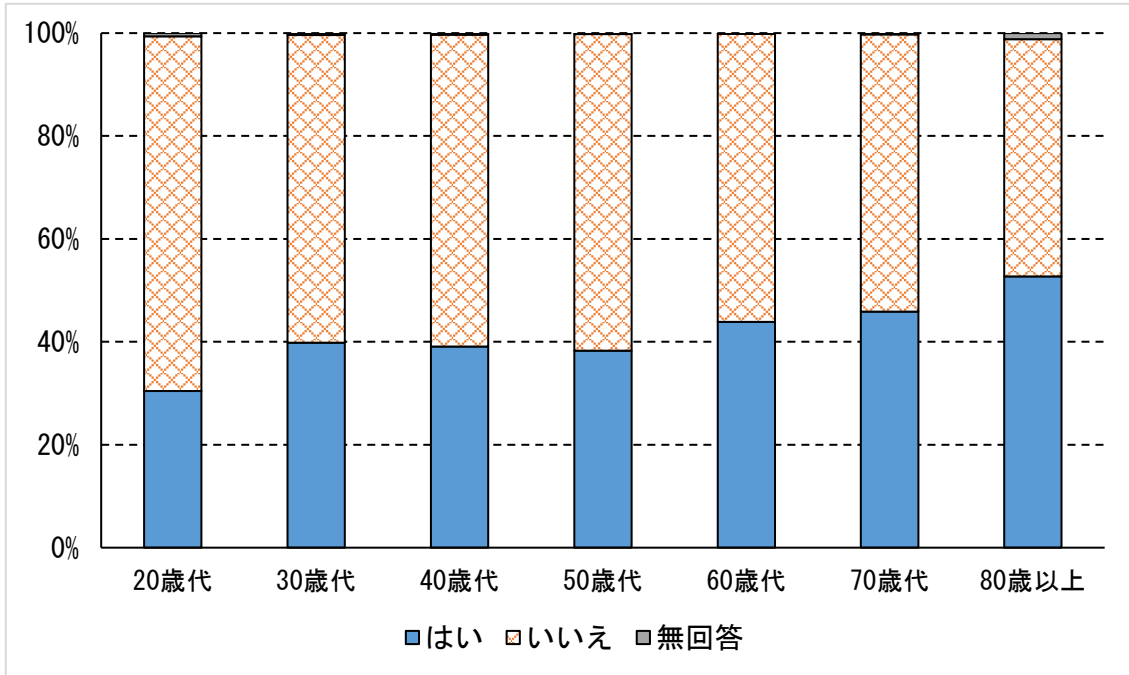
(3) 成人期の口腔保健行動の状況

図表5 歯間清掃用具の使用状況：年齢階級別



(令和4年道民歯科保健実態調査)

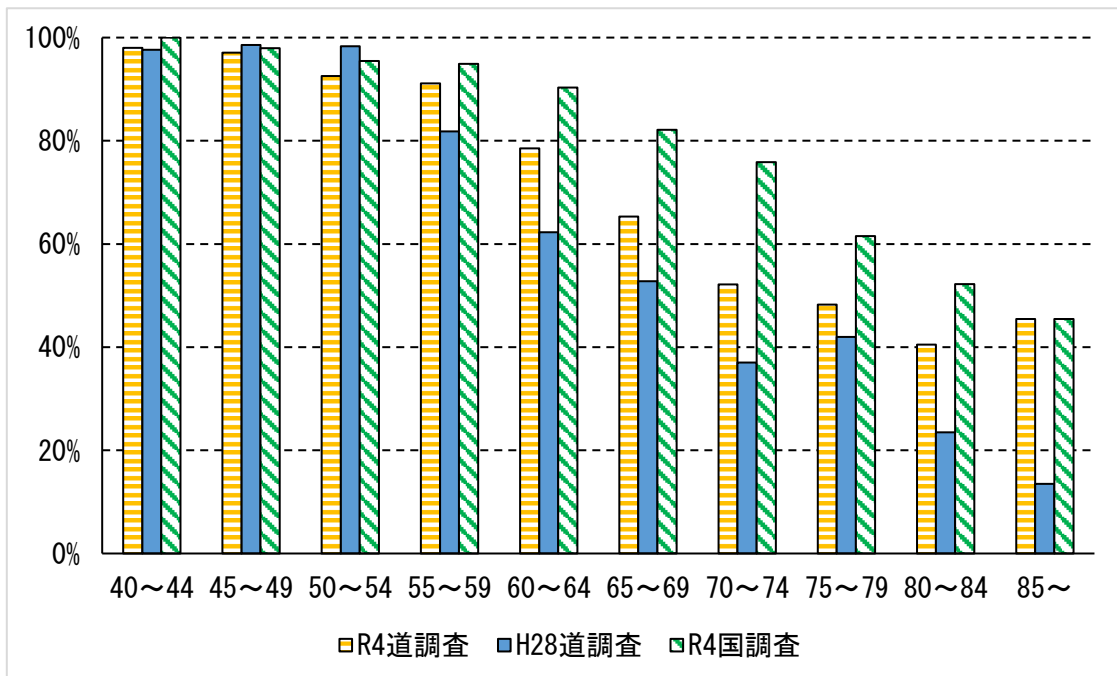
図表6 定期的な歯科健康診査の受診：年齢階級別



(令和4年道民歯科保健実態調査)

#### (4) 現在歯数の状況

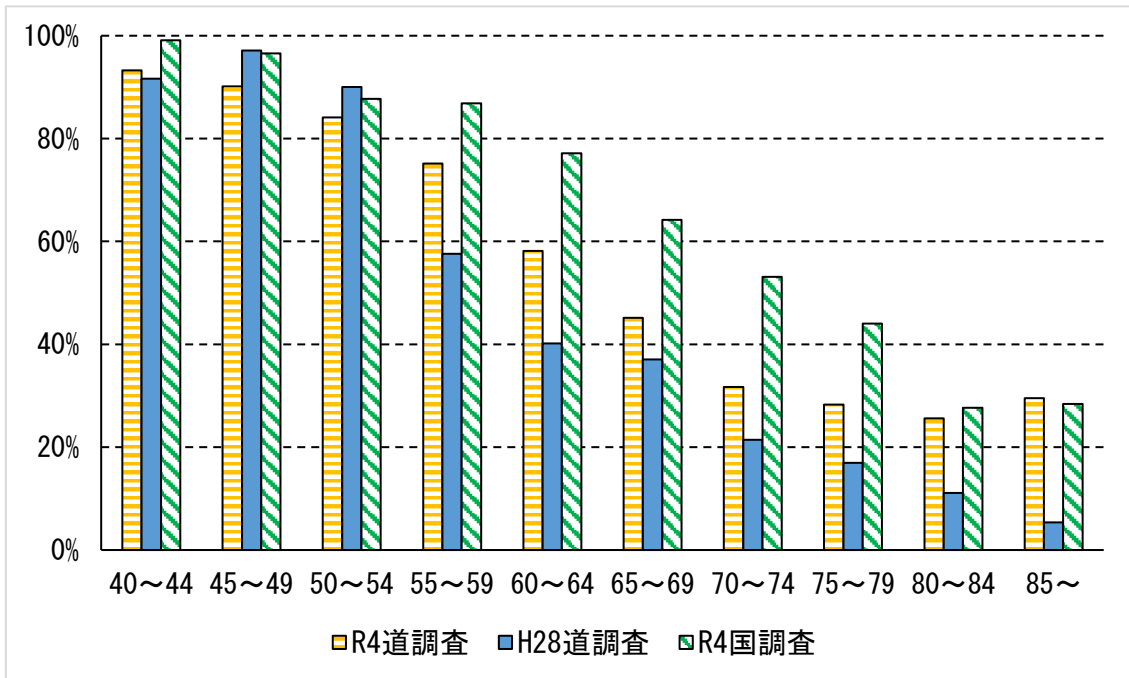
図表7 現在歯を20本以上有する人の割合：年齢階級別



(道：平成28年道民歯科保健実態調査及び令和4年道民歯科保健実態調査)

(国：令和4年歯科疾患実態調査)

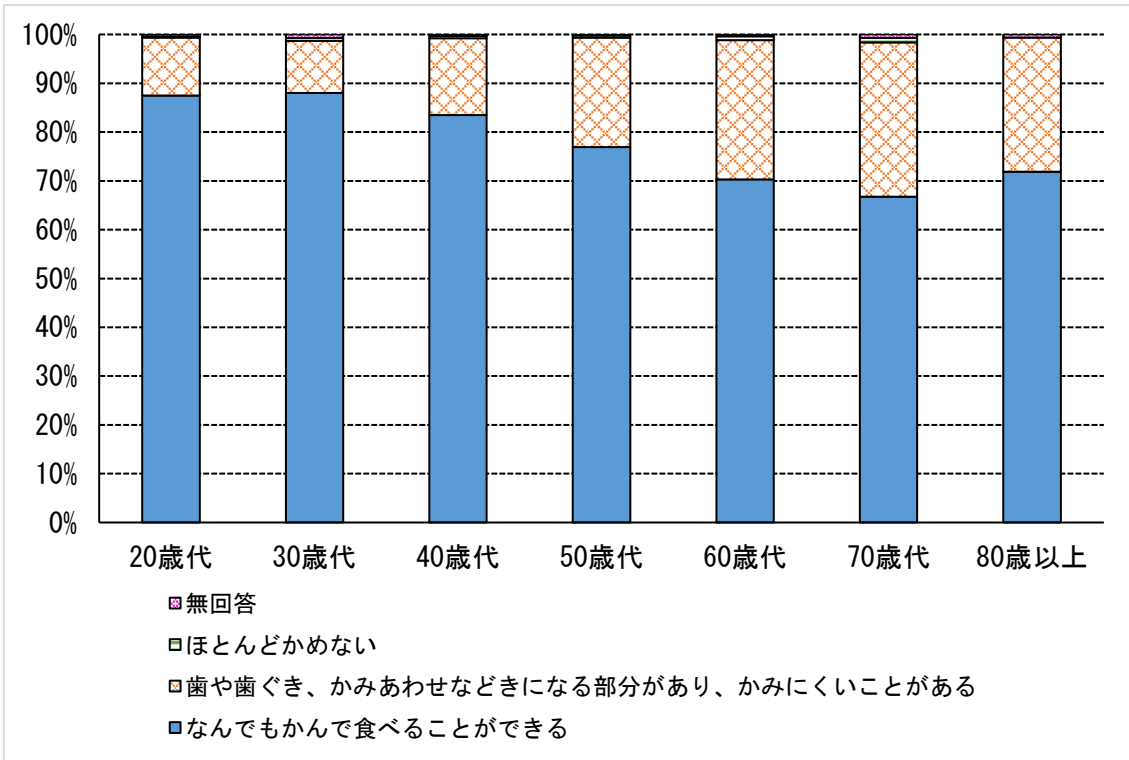
図表8 現在歯を24本以上有する人の割合：年齢階級別



(道：平成28年度道民歯科保健実態調査及び令和4年度道民歯科保健実態調査)  
 (国：令和4年度歯科疾患実態調査)

(5) 咀嚼良好者の状況

図表9 食事を噛むときの状況



## (6) 前計画における指標項目の最終評価一覧

項 目	策 定 時	評 価 時	目 標 値	備 考
むし菌のない3歳児を増やす	82.9% (H28)	89.7% (R3)	90.0%以上	地域保健・健康増進事業報告
12歳児のむし菌(1人平均むし菌数)を減らす	1.5本 (H29)	1.0本 (R3)	1.0本以下	学校保健統計調査
フッ化物洗口実施市町村を増やす	174市町村 (H30.3末)	175市町村 (R4.3末)	全市町村	保健福祉部調査
20歳代で歯肉に炎症所見を有する者の割合を減らす	29.8% (H28)	21.1% (R4)	25.0%以下	保健福祉部調査
40歳代でデンタルフロス又は歯間ブラシを使用する人を増やす	53.6% (H28)	66.4% (R4)	60.0%以上	保健福祉部調査
50歳代でデンタルフロス又は歯間ブラシを使用する人を増やす	54.8% (H28)	69.3% (R4)	60.0%以上	保健福祉部調査
60歳代における咀嚼良好者の割合を増やす*1	66.8% (H28)	70.3% (R4)	80.0%以上	保健福祉部調査
60歳で24本以上の歯を有する人の割合を増やす(55~64歳)	48.0% (H28)	65.9% (R4)	60.0%以上	保健福祉部調査
過去1年間に歯科健診を受診した人の割合を増やす*2	28.3% (H28)	41.0% (R4)	40.0%以上	保健福祉部調査
80歳で20本以上の歯を有する人の割合を増やす(75~84歳)	34.2% (H28)	46.5% (R4)	50.0%以上	保健福祉部調査
北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数を増やす	76市町村 (H29)	75市町村 (R4)	90市町村以上	保健福祉部調査

\*1「60歳代における咀嚼良好者の割合を増やす」:

令和4年度 健康づくり道民調査の質問

○食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。

- 1 何でもかんで食べることができる
- 2 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある
- 3 ほとんどかめない

\*2「過去1年間に歯科健診を受診した人の割合を増やす」:

令和4年度 健康づくり道民調査の質問

○あなたは、歯科医療機関等で定期的(1年間に1回以上)に歯科健康診査を受けていますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

## 2 北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例

平成 21 年 6 月 26 日 条例第 62 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが道民の健康の維持向上に果たす役割の重要性にかんがみ、北海道における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに道の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、道民その他の者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本的な事項を定めることにより、道民の生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって道民の健康の増進に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第 2 条 歯・口腔の健康づくりは、すべての道民が、自ら歯・口腔の健康の維持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができるよう、適切に推進されなければならない。

#### (道の責務)

第 3 条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (市町村との連携協力等)

第 4 条 道は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

#### (教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第 5 条 教育関係者及び保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 前項の目的を促進するため、道民の歯・口腔の健康づくりを支援する保健師、栄養士、介護従事者などの研修機会の確保に努めるものとする。

#### (事業者及び保険者の役割)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、道内の事業所で雇用する従業員の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、道内の被保険者の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

#### (道民の役割)

第 7 条 道民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、道及び市町村並びに事業者及び保険者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組への積極的な参加、かかりつけ歯科医等の支援等を通じ、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

## 第2章 歯・口腔の健康づくりに関する基本的施策等

### (北海道歯科保健医療推進計画)

第8条 知事は、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「道歯科保健医療推進計画」という。）を定めなければならない。

2 道歯科保健医療推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する基本的な目標

(2) 道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する次に掲げる基本的な施策

ア 道民が歯科健診、保健指導等の必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境の整備及び普及啓発

イ 歯・口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供

ウ 歯・口腔の健康づくりの取組に関わるものとの連携体制の構築

エ 離島及びへき地における適切な歯科保健医療サービスの確保

オ 歯科保健事業に携わる従事者の確保及び資質の向上

カ 歯科保健事業の効果的な実施に資する調査研究の推進

キ アからカまでに掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、道歯科保健医療推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民及び市町村その他歯・口腔の健康づくりの取組に関わるものの意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、道歯科保健医療推進計画を定めたときは、遅滞なく、インターネットその他の適切な方法によりこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、道歯科保健医療推進計画の変更について準用する。

### (市町村への支援)

第9条 道は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

### (指針の策定)

第10条 道は、市町村における歯・口腔の健康づくりに関する施策の円滑な実施を促進するため、市町村がその役割に応じて効果的に歯・口腔の健康づくりの推進に取り組む上での基本となる指針（以下「市町村歯・口腔の健康づくりガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 市町村歯・口腔の健康づくりガイドラインには、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 道民の各年齢階層に応じた歯・口腔の健康づくりに係る市町村に期待される役割

(2) 歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障がい者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯・口腔の健康づくりに係る市町村に期待される役割

(3) その他市町村がその役割に応じて効果的に歯・口腔の健康づくりに取り組むために必要な事項

### (効果的な歯科保健対策の推進等)



第 11 条 道は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校及び中学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。

（障がい者等への支援）

第 12 条 道は、歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障がい者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯・口腔の健康づくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進週間）

第 13 条 道は、毎年 11 月 8 日から同月 14 日までを北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進週間と定め、80 歳で歯を 20 本以上維持することを目的とした取組である 8020 運動について、道民の理解及び意識の高揚を図り、道民運動として定着するよう普及啓発に努めるものとする。

（道民歯科保健実態調査）

第 14 条 道は、道民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、おおむね 5 年ごとに、道民歯科保健実態調査を行うものとする。

（財政上の措置）

第 15 条 道は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第 16 条 知事は、毎年度、議会に、歯・口腔の健康づくりに関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条及び第 10 条の規定は、施行の準備等を勘案して規則で定める日から施行する。

（平成 22 年 3 月規則第 33 号で、同 22 年 4 月 1 日から施行）

（検討）

2 知事は、この条例の施行の日から 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 3 歯科口腔保健の推進に関する法律

平成二十三年八月十日号外法律第九十五号

(目的)

第一条 この法律は、口腔（くう）の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自

ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等）

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

（歯科疾患の予防のための措置等）

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ

め、関係行政機関の長に協議するものとする。

- 4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

- 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 4 本計画における目標・指標一覧

目 標	目 標 値	基 準 値	備 考
(1) むし歯の予防			
①むし歯のない3歳児を増やす	95.0%以上	89.7%(R3)	地域保健・健康増進事業報告
②4本以上のむし歯を持つ3歳児を減らす	0.0%	3.8%(R3)	地域保健・健康増進事業報告
③むし歯のない12歳児を増やす	90.0%以上	60.3%(R3)	学校保健統計調査
④フッ化物洗口実施市町村を増やす	全市町村	175市町村(R5.3末)	地域保健課独自調査
(2) 歯周病の予防			
①20～30歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合を減らす	15.0%以下	20.3%(R4)	道民歯科保健実態調査
②40歳代でデンタルフロス又は歯間ブラシを使用する者を増やす	80.0%以上	66.4%(R4)	道民歯科保健実態調査
③50歳代でデンタルフロス又は歯間ブラシを使用する者を増やす	85.0%以上	69.3%(R4)	道民歯科保健実態調査
④60歳で24本以上の歯を有する者の割合を増やす (55～64歳)	95.0%以上	65.9%(R4)	道民歯科保健実態調査
⑤過去1年間に歯科健診を受診した者の割合を増やす*1	70.0%以上	41.0%(R4)	道民歯科保健実態調査
(3) 高齢期の歯科保健医療の推進			
①60歳代における咀嚼良好者の割合を増やす*2	80.0%以上	70.3%(R4)	道民歯科保健実態調査
②80歳での咀嚼良好者の割合を増やす (75～84歳)	70.0%以上	67.6%(R4)	道民歯科保健実態調査
③80歳で20本以上の歯を有する者の割合を増やす (75～84歳)	75.0%以上	46.5%(R4)	道民歯科保健実態調査
(4) 障がい者(児)、要介護者への歯科保健医療の推進			
①北海道障がい者歯科医療協力医又は協力歯科衛生士のいる市町村数を増やす	90市町村以上	75市町村(R4)	地域保健課独自調査

\*1「過去1年間に歯科健診を受診した人の割合を増やす」:

令和4年度 健康づくり道民調査の質問

○あなたは、歯科医療機関等で定期的(1年間に1回以上)に歯科健康診査を受けていますか。

1 はい

2 いいえ

\*2「60歳代における咀嚼良好者の割合を増やす」:

令和4年度 健康づくり道民調査の質問

○食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。

1 何でもかんで食べることができる

2 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある

3 ほとんどかめない

## 5 歯・口腔の健康づくりプランにおける目標・指標の一覧

(令和5年10月5日厚生労働省告示第1005第2号)

：「健康日本21（第三次）」と重複するもの

目標	指標	目標値
<b>第1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小</b>		
一 歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成		
① 歯・口腔に関する健康格差の縮小	ア 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	0%
	イ 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25都道府県
	ウ 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）	5%
<b>第2. 歯科疾患の予防</b>		
一 う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成		
① う蝕を有する乳幼児の減少	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合（再掲）	0%
② う蝕を有する児童生徒の減少	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数（再掲）	25都道府県
③ 治療していないう蝕を有する者の減少	20歳以上における未処置歯を有する者の割合（年齢調整値）	20%
④ 根面う蝕を有する者の減少	60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合（年齢調整値）	5%
二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成		
① 歯肉に炎症所見を有する者の減少	ア 10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
	イ 20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15%
② 歯周病を有する者の減少	40歳以上における歯周炎を有する者の割合（年齢調整値）	40%
三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成		
① 歯の喪失の防止	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）（再掲）	5%
② より多くの自分の歯を有する高齢者の増加	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%
<b>第3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上</b>		
一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成		
① よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼良好者の割合（年齢調整値）	80%
② より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合（年齢調整値）（再掲）	5%
<b>第4. 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健</b>		
一 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進		
① 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	90%
② 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	50%
<b>第5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</b>		
一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備		
① 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%
② PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%
二 歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備		
① 歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%
② 歯科検診の実施体制の整備	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%
三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進		
① う蝕予防の推進体制の整備	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%

## 5-2 歯・口腔の健康づくりプランにおける参考指標の一覧

参考指標	目標値
<b>第2. 歯科疾患の予防</b>	
<b>一 う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成</b>	
あ 3歳児でう蝕のない者の割合	95%
い 12歳児でう蝕のない者の割合	95%
<b>二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成</b>	
あ 20代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
い 40代における歯周炎を有する者の割合	25%
う 60代における歯周炎を有する者の割合	45%
<b>三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成</b>	
あ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	95%
<b>第3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上</b>	
<b>一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成</b>	
あ 60代における咀嚼良好者の割合	80%
い 80歳での咀嚼良好者の割合	70%
<b>第5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</b>	
<b>一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備</b>	
あ 市町村支援を実施している都道府県数	47都道府県
い 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（歯科口腔保健計画を含む）を策定している市町村の割合	100%
<b>三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進</b>	
あ 乳幼児期におけるフッ化物塗布に関する事業を実施している市町村の割合	80%
い 学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合	60%
う 歯周病に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
え 口腔機能の育成に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
お 口腔機能低下対策に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
か 障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
き 要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
く 在宅等で生活等する障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
け 在宅等で生活等する要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
こ 医科歯科連携に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県

## 6 北海道歯科口腔保健推進協議会開催要領

### 第1 目的

歯科口腔保健の推進に関する法律及び北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に基づく事項について、協議を行うことを目的として、北海道口腔保健推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

### 第2 協議事項

協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 北海道歯科保健医療推進計画の策定・評価及び見直しに関すること
- (2) 市町村歯・口腔の健康づくりガイドラインに関すること
- (3) 歯科保健医療に関する実態調査に関すること
- (4) その他必要と判断された事項に関すること

### 第3 構成

- (1) 協議会は、15名以内の構成員で構成する。
- (2) 構成員は、市町村その他歯・口腔の健康づくりの取組に関わる学識経験者、歯科保健医療関係団体及びその他関係団体の中から保健福祉部長が選定する。

### 第4 運営

- (1) 協議会は、必要に応じて保健福祉部長が招集し、主催する。
- (2) 必要に応じ、協議会に座長を置くことができる。
- (3) 保健福祉部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

### 第5 その他

- (1) 協議会の庶務は、保健福祉部健康安全局地域保健課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

#### 附則

この要領は、平成21年10月30日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成24年5月25日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成26年8月12日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。



## 7 北海道口腔保健推進協議会構成員等名簿（令和5年度）

※ 五十音順 敬称略

氏名	所属団体等の名称及び職名
荒木 啓伸	一般社団法人北海道医師会 常任理事
岩崎 正則	北海道大学大学院歯学研究院 教授
大森 嵩	一般社団法人北海道薬剤師会 常務理事
片山 勝敏	北海道市長会 事務局参事
北川 範之	北海道町村教育委員会連合会 教育長
熊谷 裕志	北海道町村会 政務部長
齊藤 正人	北海道医療大学歯学部 教授
榊原 典幸 ※	北海道病院歯科医会 副会長
手嶋 哲子	公益社団法人北海道栄養士会 副会長
西 隆一	一般社団法人北海道歯科医師会 副会長
深津 恵美	公益社団法人北海道看護協会 副会長
政 氏 勲	公益社団法人北海道歯科技工士会 副会長
末 永 智美	一般社団法人北海道歯科衛生士会 会長
三浦 宏子 ※	北海道口腔保健学会 幹事長
吉 永 洋	北海道都市教育委員会連絡協議会 会員

※北海道歯科口腔保健推進協議会開催要領4（3）に基づく者

## 8 計画の策定経過

年 月	内 容
令和5年7月	令和5年度第1回北海道口腔保健推進協議会開催 計画（骨子）の策定
5年9月	令和5年度第2回北海道口腔保健推進協議会開催
5年10月	令和5年度第3回北海道口腔保健推進協議会開催 計画（素案）の策定
5年12月	道民意見募集の実施（パブリックコメント） （期間：令和5年12月8日～令和6年1月9日）
6年2月	令和5年度第4回北海道口腔保健推進協議会開催 計画（案）の策定

## 9 用語解説

### ○ 医科歯科連携

医科分野と歯科分野の人材や機関が相互に協力しあうことをいいます。特に、がん、糖尿病、禁煙、介護、低出生体重児などの対策や問題解決において、必要性が高いと考えられています。

### ○ かかりつけ歯科医

歯科医療だけでなく、歯科保健医療に関する相談、定期歯科健診など、歯・口の健康を身近なところで日常的にサポートしてくれる歯科医師のことです。

### ○ 学校保健統計調査

文部科学省が毎年実施する調査で、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的に、幼児、児童、生徒の発育状態や健康状態を調べます。

### ○ 通いの場

高齢者を始め地域住民が他者とのつながりの中で主体的に取り組む、介護予防やフレイル予防に資する月1回以上の多様な活動の場・機会のことです。

### ○ 構音障害

構音器官（舌、口唇、咽頭、軟口蓋など）の麻痺や筋相互の協調運動障害等が原因となり、発音が正しくできない症状のことをいいます。

### ○ 口腔衛生管理

口腔清掃を含む口腔環境の改善など口腔衛生に関わるプロフェッショナルケアの総称です。

### ○ 口腔機能管理

口腔機能の回復及び維持・増進にかかわるプロフェッショナルケアの総称です。

### ○ 口腔ケア

口腔清拭や食事への準備など、歯科専門職以外が実施する口腔に関する日常のケアのことです。他職種と協働して実施される生活支援の要素が大きく、口腔衛生に関するものだけではなく、口腔機能に関するものも包含されます。

### ○ 口腔保健行動

歯・口腔の健康の維持増進に関連する行動のことをいい、口腔清掃行動、摂食行動、歯科受診・受療行動に分類されます。

### ○ 交差感染

人や動物などが保有している微生物が別な人へと感染することをいいます。外因性感染ともいいます。

歯科医療では、感染症のある他の患者の血液等が付着した歯科医療従事者の手指や医療機器を介して感染する可能性があります。

## ○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業などと一体的に実施できるように、各種法律を改正し、高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防、就労社会参加支援について、都道府県などと連携しつつ市町村が一体的に実施できるようにした仕組みのことであります。

## ○ 誤嚥

飲食物、食物残渣、唾液、細菌（歯垢や舌苔）、胃・食道逆流物等が食道でなく、気道に侵入することをいいます。

## ○ 誤嚥性肺炎

高齢者等において、加齢や障がいが必要となり、嚥下反射や気管・気管支内に入り込もうとする異物を押し出そうと（喀出）することに関連する咳反射など誤嚥を防ぐ機能が低下することにより、飲食物、食物残渣、唾液、細菌（歯垢や舌苔）、胃・食道逆流物等を頻回に気道に誤嚥し発生する肺炎のことをいいます。高齢者の肺炎の原因として大きな割合を占めるといわれています。

## ○ 在宅歯科医療

障がい等のために通院により歯科医療機関を受診することが困難な方を対象に、歯科医師が居宅等を訪問して行う歯科診療等のことをいいます。

## ○ 歯科保健指導

歯・口腔の健康に関連する口腔清掃、食行動習慣、生活習慣などの改善についての力量形成や問題解決を図るために行う教育的活動のことをいいます。

指導は主に歯科医師や歯科衛生士が行います。実施される場としては、歯科診療所だけでなく、学校や職場、市町村などがあります。歯科保健教育も同じ意味です。

## ○ 歯間ブラシ

歯と歯の間の清掃をするための小型のブラシのことをいいます。



## ○ 歯周病

歯肉の炎症（歯肉炎）や歯を支える歯周組織の炎症（歯周炎）を総称して歯周病といいます。歯周疾患も同じ意味です。

## ○ 歯周ポケット

歯周病にかかり、深くなった歯と歯ぐき間の溝のことを指します。溝の深さを歯周病の進行度の診断の参考とします。

## ○ 障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士

北海道では障がいのある人が、より身近な地域で適切な歯科保健医療サービスが受けられるよう、歯科医師及び歯科衛生士に専門的な研修等を実施し、それらの修了者等に対して、北海道知事及び北海道歯科医師会長が「障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士」として指定をしています。

## ○ 摂食・嚥下障害

摂食（食べ物を摂取する活動）嚥下（食べ物を口から胃へ送り込む一連の輸送運動）に関連する器官や、それに関連する神経の機能の障がいにより食べる能力が低下した状態のことをいいます。

## ○ セルフケア

個人が健康の維持増進のため、自ら行う諸活動のことをいいます。

## ○ 咀嚼障害

食べ物を取り込み、歯や上下の顎、頬、口唇、舌などの咀嚼器官の協調運動により、細かく粉碎し、唾液と混ぜ、嚥下に適した食塊を形成する一連の流れ（咀嚼）に認められる障がいのことをいいます。

## ○ 低栄養

人が生きるのに重要な栄養素であるタンパク質と、活動するために必要なエネルギーが不足した状態をいいます。摂食嚥下機能等、口腔機能が低下すると、食べることができるものは軟らかいもの、小さいものへと変化し、量も少なめとなり低栄養を招きやすくなります。

## ○ デンタルフロス

歯と歯の間の清掃をするための糸状の清掃器具のことをいいます。糸付きようじはデンタルフロスの一種です。



## ○ 不正咬合

顎や歯などに何らかの問題があるために、上下の歯が適切に噛み合っていない状態を指します。不正咬合があると、食事や発音に問題が生じやすくなるとともに、噛むことによる口の中の自浄作用が働きにくくなります。

## ○ フッ化物洗口

フッ化ナトリウムの水溶液でブクブクうがいを行い、むし歯を予防する方法です。家庭で個人的に実施する方法と保育所・学校等で集団的に実施する方法があります。集団で実施する場合、週1回、週2～3回及び週5回の3種類の方法があり、それぞれ、フッ化ナトリウム水溶液の濃度は0.2%、0.1%及び0.05%です。

ブクブクうがいのできるようになる4歳頃から第2大臼歯の萌出が完了する14歳頃（中学校卒業）まで継続することが理想となります。

## ○ フッ化物塗布

歯科医療機関等でフッ化物を歯科医師または歯科衛生士が直接歯面に塗布する方法です。2%リン酸酸性フッ化ナトリウム溶液を主成分とするゲル（ゼリーのようなもので「ジェル」ともいいます。）を歯ブラシで塗布する方法と2%リン酸酸性フッ化ナトリウム溶液または2%中性フッ化ナトリウム溶液を綿球または綿棒で塗布する方法があります。ブクブクうがいのできない低年齢児にも適用できます。塗布は3～6か月ごとに行うのが原則で、1回の塗布時間は1～4分程度です。フッ化物歯面塗布ともいいます。

## ○ フッ化物配合歯磨剤

モノフルオロリン酸ナトリウム、フッ化ナトリウム、フッ化スズなどのフッ化物を配合した歯磨剤で、ペースト状、泡状及び液状のものがあります。日本で市販されているフッ化物配合歯磨剤の全歯磨剤に対する割合（市場占有率）は約 90%であり、市販されている歯磨剤のほとんどにフッ化物が配合されていることとなります。

## ○ プロフェッショナルケア

医師、歯科医師、歯科衛生士等の専門職によって提供される保健医療福祉サービスのことをいいます。

歯科保健医療においては、歯科健診、フッ化物塗布等があります。

## ○ 無歯科医地区

歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区のことをいいます。

## ○ むし歯

むし歯は、ひとたびかかり、穴が空いてしまうと、完全に元どおりの健全な状態には戻らない不可逆性の疾患であるため、疾患量を指標化する際には、現在未処置であるむし歯（未処置歯）だけでなく、過去にむし歯を経験したもの、すなわち、過去にむし歯が発生し現在は処置済みである歯（処置歯）、むし歯が原因で失った歯（喪失歯）を全て合算し「むし歯」として扱います。